ポラリス・キャピタル・グループ株式会社

## 特別調査委員会による調査結果報告及び当社の再発防止策について

先般、2023年3月3日にご報告のとおり、当社元社員が当社在籍時に私的に行った株式取引について、金融商品取引法違反(内部者取引)の嫌疑があるとして、当該元社員が証券取引等監視委員会(以下、「SESC」という。)による告発を受け、その後、東京地方検察庁に起訴されました。

当社は、これも既にご報告のとおり、元社員の当局による強制捜査に全面協力をする一方で、2022 年 10 月 27 日付で、当社と利害関係のない外部専門家のみで構成される特別調査委員会を設置し、第 三者の視点から本件の事実関係及び内部管理態勢の検証等の調査を行ってまいりました。

今般、当社取締役会に対して同委員会による調査報告がなされると共に、同委員会から、当社では上場株券等の取引が全面的に禁止され、かつ社内規程の整備や教育・研修を通じてインサイダー取引を防止する措置が講じられてはいるものの、創業以来、社長と志を一にした強い信頼関係の下で業務が運営されてきたこともあり、運用面において、悪意ある社員による違反行為を防御し得るには不十分な面があると言わざるを得ず、より幅広い人員の拡充を展望すればさらに厳格な運用への転換が必要ではないかとの総評を受けました。

同時に、同委員会から再発防止策の提言を受けましたので、当社取締役会にて、本事件直後に独自 に導入したものに加え、下記のとおり同委員会の提言に基づく新たな再発防止策を決定致しました。

## <本事件直後、既に導入した再発防止策>

- ソーシング会議の運営体制の変更
- 内部者取引等管理規程の改定
- 重要情報の管理制度の運用の厳格化

## く特別調査委員会の提言に基づく新たな再発防止策>

- 法人関係情報の管理を含むインサイダー取引防止のための社内規程の整理
- 重要情報の管理制度の改善
- 教育・研修の改善
- 内部管理態勢のモニタリング機能強化
- 社員の採用プロセスの見直し

上記に掲げる取組みを徹底することで再発防止に努めつつ、これまで以上に投資運用の業務に邁進 してまいりますので、今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。 <本件に関するお問い合わせ先> ポラリス・キャピタル・グループ株式会社 〒100-6738 東京都千代田区丸の内 1-9-1 グラントウキョウノースタワー38 階 パートナーCFO 長谷川俊郎 ℡ 03-5223-6780